

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第6号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校番号) 第1条の2 学校番号は、 <u>静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）別表第1</u> の番号とする。	(学校番号) 第1条の2 学校番号は、 <u>静岡県教育委員会公文書管理規程（令和7年静岡県教育委員会訓令甲第2号）別表第3</u> の番号とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。